

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人かわじり耳鼻咽喉科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市早岐 1 丁目 1-17
- (3) 設立認可年月日 平成 10 年 3 月 12 日
- (4) 設立登記年月日 平成 10 年 3 月 30 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所
診療所	医療法人かわじり耳鼻咽喉科 クリニック	長崎県佐世保市早岐 1 丁目 1-17

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4 年 5 月 31 日 令和 3 年度決算承認の件
- 役員報酬改定の件
- 資産総額変更登記の件
- 理事および監事選定の件
- 理事長改選の件

令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年度予算承認の件

様式 3-4

法人名 医療法人かわじり耳鼻咽喉科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市早岐1丁目1-17

貸借対照表

(令和 5 年 3 月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	23,916	I 流動負債	40,432
II 固定資産	100,840	II 固定負債	9,534
1 有形固定資産	12,603	負債合計	49,966
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	88,237	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	64,790
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	74,790
資産合計	124,756	負債・純資産合計	124,756

様式4-2

法人名 医療法人かわじり耳鼻咽喉科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市早岐1丁目1-17

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	79,858
2 事業費用	61,492
本来業務事業利益	18,366
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	18,366
II 事業外収益	678
III 事業外費用	306
経常利益	18,738
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	18,738
法人税等	4,530
当期純利益	14,208

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人かわじり耳鼻咽喉科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市早岐1丁目1-17

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	124,756 千円
2. 負 債 額	49,966 千円
3. 純 資 産 額	74,790 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	23,916
B 固 定 資 産	100,840
C 資 産 合 計 (A+B)	124,756
D 負 債 合 計	49,966
E 純 資 産 (C-D)	74,790

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人かわじり耳鼻咽喉科クリニック
理事長 川尻逸平 殿

私は、医療法人かわじり耳鼻咽喉科クリニックの令和1年度会計（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月31日

医療法人かわじり耳鼻咽喉科クリニック

監事 藤松博史